

国連

経済社会理事会

E/CN.4/Sub.2/2004/31

5 July 2004

人権委員会
人権促進保護小委員会
第56会期
討議項目5

差別防止

職業と世系に基づく差別のテーマに関する拡大作業文書
アスピヨーン・アイデ 横田洋三

目次

はじめに

I．関係政府による法律上、司法上、行政上および教育上の措置

- A. バングラデシュ
- B. ブルキナ・ファソ
- C. インド
- D. 日本
- E. ケニア
- F. マリ
- G. ミクロネシア（連邦国家）
- H. ネパール
- I. パキスタン
- J. セネガル
- K. スリランカ
- L. イエメン

II．職業および世系に基づく差別により影響を受けている新たなコミュニティ

- A. ディアスポラのコミュニティ
- B. その他の新たなコミュニティ
- C. 民族マイノリティと職業と世系に基づき差別を受けているコミュニティの間の共通点と相違点

III．職業と世系に基づく差別の撤廃のための原則と指針の草案に提案された枠組み

IV．結論および勧告

はじめに

1. 人権促進保護小委員会第 52 会期は決議 2000/4 にて、職業と世系に基づく差別は国際人権法で禁止されている差別の形態であると宣言し、ラジェンドラ・カリダス・ウィマラ・グネセケレさんに以下の順で、職業および世系に基づく差別テーマにした作業文書を、財政的負担を伴うことなく作成する任務を託すことを決定した。

- (a) 職業および世系に基づく差別を実際に受け続けている集団を特定する。
- (b) そのような差別の廃止のために既に存在している憲法上、法律上および行政上の措置を調査する。
- (c) その調査に照らして適切と思える効果的な差別撤廃のために、さらなる具体的な勧告と提案を行う。

2. 小委員会第 53 会期は上記任務に基づきグネセケレさんが提出した作業文書 (E/CN.4/Sub.2/2001/16) を受け取り、議論した。その文書では以下の点が特に言及された：

“ 本文書の焦点はアジア諸国に絞られた。小委員会で決議が議論されたとき、問題はアジアだけに限らないし、アフリカや恐らく南アメリカの一部に存在していると言われた。筆者は、時間的制約と適切な資料へのアクセス欠如のため、本文書にこれら他地域の状況を含めることはできなかった。”

3. 決定 2001/110 で、小委員会は投票なしで、“グネセケレさんに、世界の他の地域における職業と世系に基づく差別のテーマに関する拡大作業文書の作成を、財政的負担を伴うことなく委託する”ことを決めた。

4. 第 54 会期で、グネセケレさんが小委員会に再選されなかったこと、したがって拡大作業文書作成に関して彼に委ねた任務の遂行が不可能になったことを鑑み、小委員会は、“アスピヨーン・アイデさんと横田洋三さんに、財政的含みなしで、すでに調査された地域を除いたその他の地域における職業と世系に基づく差別のテーマに関する拡大作業文書の作成を委託する”ことを決定した。

5. 小委員会の議論と並行して、2002 年 8 月 22 日、人種差別撤廃委員会は世系差別に関して一般的勧告 19 を採択した。それは、同委員会が、締約国の報告を審査する中で、カースト差別や類似の形態の差別の問題にかなり対処してきた経験に基づいている。

6. 第 55 会期にて、小委員会は、アイデさんおよび横田さん作成の拡大作業文書 (E/CN.4/Sub.2/2003/24) を受け取った。同文書はアジア地域外でこの種類の差別を受けていると思われる数多くの集団について議論し、当該集団に共通するこの種類の差別の“原因”と“結果”をリストアップし、これら状況の共通した特徴を暫定的に分析した。同文書は以下のように結んでいる：

「職業と世系に基づく差別は、この作業開始時に予想していた以上に広範囲にわたる。筆

者は、さらなる調査を行えば、新たな影響をうけたコミュニティの事例が判明すると考えている。この形態の差別は、これまで小委員会が調査してきた他の形態の差別からは、その原因と表現において異なる。〔……〕しかし、筆者は、特に職業（あるいは職務）と世系に基づくこの形態の差別は、影響をうけている人々の数とそれに伴う差別的意識や慣行の多くがもつ極端な性質を考えれば、政府および国際人権システムの両者によるさらに綿密な調査と注意を必要としていると考える。」

7. 小委員会はしたがって、このテーマに関するさらなる作業文書を求めた決議 2003/22 を採択した。この作業文書の主要な目的は：

- (a) 関係政府が取っている法的、司法的、行政的および教育的手段を調査する。
- (b) 職業と世系に基づく差別を受けている新たな集団を特定する。
- (c) 中央あるいは連邦政府のみならず、地方自治体政府、並びに職業と世系に基づく差別が発生する企業、学校、宗教組織および公共の場所など民間部門の実体など、すべての関連する実行主体に向けた原則と指針を一对とする草案を、人種差別撤廃委員会の一般的勧告 19 の内容を十分考慮に入れながら、関係する国際人権条約機関および国連機関、中でも、人種差別撤廃委員会、国際労働機関（ILO）そして国連教育科学文化機関（ユネスコ）と協力協働して作成する。

8. 先の2つの作業文書の補足であり、それらと共に読まれるべきこの作業文書は、その決議に従って提出される。

I. 関係政府がとる法律上、司法上、行政上および教育上の措置

9. このセクションは、国連人権条約機関のデータベース上にて、政府提出の締約国報告の形態で入手できる情報や、条約機関が採択した最終所見を基に作成した。関係諸国がとった関連する措置の説明は、それゆえ、不完全であり古いことはやむをえない。したがって、これは、職業と世系に基づく差別に対する政府の対応のさらに実質的で包括的な分析を目指したプロセスの一段階としてみなすべきである。

A. バングラデシュ

10. 憲法 28 条は、“国家は、単に宗教、人種、カースト、性あるいは出生地を根拠にいかなる市民も差別してはならない”そして“いかなる市民も、宗教、人種、カースト、性あるいは出生地だけを理由に、公共の遊興場所や行楽地への出入りあるいは教育機関への入学に関して、無資格、義務、制約あるいは条件を課せられてはならない”と規定している（CRC/C/3/Add.38, para 49）。差別に対するこの保護規定は、最高裁判所の高等裁判所部門が実施できる（CERD/C/379/Add.1, para. 17）。

11. “世系”という言葉が単に人種、種族あるいは民族的出自だけを意味するものではないこと、そして、カーストに関する状況は人種差別撤廃条約の範囲に入ることを考え、人種差別撤廃委員会は、当締約国に、カーストを含む全集団の権利の享有に関する情報を提供しよう勧告した。

B. ブルキナファソ

12. 憲法1条3項は、“あらゆる種類、とりわけ人種、種族、地域、皮膚の色、性、言語、宗教、カースト、政治的意見、財産そして出生に基づく”差別を禁止している(CERD/C/279/Add.2,para.8)。この禁止を人種差別撤廃委員会は“好意的に評価”しているが、一方で、委員会は締約国に“人口構成比と公的生活の様々なレベルにおける種族集団の代表、並びにそれら人々の経済的、社会的および文化的権利の享有に関する”情報を提供するよう要請した(CERD/C/304/Add.41,para.14)。憲法19条2項は、すべての人の平等な労働権を保障し、就労や報酬における社会的出身や種族などに基づいた差別を禁止している。行政面では、1993年に“あらゆる形態の差別をなくすための”国内委員会が設置され、さらに1995年には、“区別や差別なく・・・行政行為により恣意的に処罰されたと感じる国家公務員からの苦情申し立て”を検討する任務を帯びたブルキナファソ調停局が設置された(CERD/C/279/Add.2,para.23)。

C. インド

13. 憲法14条は、国家はインド領土内において、いかなる人にも法の前での平等あるいは法の平等な保護を否定してはならないと規定している。憲法15条1項にしたがい、国家は、宗教、人種、カースト、性、あるいは出生地だけを理由に、いかなるインド市民も差別してはならない。さらに、15条2(a)、(b)項の下、いかなる市民も、宗教、人種、カースト、性、出生地だけを理由に、商店、飲食店、ホテル、大衆娯楽場所への出入りに関して、あるいは全体または一部が国家資金から拠出されたり一般大衆用に提供された井戸、水槽、水浴場、道路、大衆リゾート地の使用に関して、無資格、義務、規制あるいは条件を課されてはならない。しかし、この条文は、社会的および学力的に後進クラスの市民、あるいは指定カーストおよび“指定部族”(15条、パラ4)の向上のために、国家が何か特別な提供を行うことを妨げるものではない。最後に、“不可触性”“およびいかなる形態であれその実践”は17条で禁止されており、法により処罰することのできる犯罪となる。その他のカースト関連の条項は、16条(雇用における機会の平等)、23条(人身売買および強制労働の禁止)、29条2項(州立教育機関への入学)、325条(選挙)、330条(下院における議席留保制度)、338条(指定カーストおよび指定部族のための国家委員会)および341条(指定カースト)である。

14. 以下の通常法律も、カーストやその他社会的に不利な条件におかれた集団に関する問題に対処するために可決されている：市民的権利保護法(反不可触性)1955年、債務労働(廃止)法1976年、指定カーストおよび指定部族(虐待防止)法1989年、道路清掃人および乾燥トイレ清掃人の雇用(禁止)に関する法1993年、そして土地改革法(E/CN.4/Sub.2/2001/16, para 22)。

15. 中でも、政府はマイノリティのための国家委員会、指定カーストおよび指定部族のための国家委員会、および国家人権委員会を設けてきた。指定カーストおよび指定部族のための国家委員会は、「指定カーストおよび部族に保障された権利の侵害を調査する上で、

民事裁判所の権限を有している」；その機能には、“ (a)指定カーストと部族の基本的人権の行使を確実にするための憲法上および法律上の保障措置および条項と、(b)政府による開発施策の定期的モニター活動；(c) 自分で (suo moto) あるいは個人によりもちこまれた人権侵害の申し立ての調査；(d)制度的メカニズムと実施の両方における改善に向けた勧告 ” がある。(CCPR/ C/76/Add.6. para.22) “ 社会の特定の弱者分野が人権を行使できるよう効果的な環境を作るため ” に特別措置もとられてきた；これら措置には、“ 公共サービス、行政、議会（下院）および立法府での席の留保、およびそれら社会的経済的弱者集団の福祉のための諮問委員会と個別の省庁の設置 ” が含まれる。(ibid., para 16)。

16 . 子どもの権利委員会は、“ 法律および、裁判所、国家人権委員会あるいは指定カースト指定部族委員会などの委員会の決定を実施する努力は不十分であった ” と判断し、締約国は法の効果的实施を保証するために “ 必要とされる資源の配分も含め、すべての必要な措置 ” をとるよう勧告した；さらに、“ 適切な資源 ” が与えられ、“ その他必要なすべての手段 ” をとって前述の機関の能力と有効性を高めるよう勧告した (CRCC/15/Add. 115, paras 12-13) 。委員会はさらに、子どもの権利条約がカバーするすべての分野において、様々なカーストおよび部族の子どもたちなど “ 最も弱い集団を含み、すべての 18 歳以下の人の内訳を収集して分析する効果的なメカニズムがないこと ” に懸念を表明した (ibid. para 16) 。

17 . 人権委員会は、措置がとられたにもかかわらず、指定カーストと指定部族の構成員は、“ 厳しい社会的差別に耐え続け、条約が保障している彼らの権利の侵害、とりわけ、異カースト間の暴力、債務労働そしてあらゆる種類の差別など、多くの侵害を過度に被り続けている ” ことに懸念をもって留意した；委員会は、“ これら弱者集団に対するあらゆる形態の差別をなくすため、国および州レベルでの教育プログラムを含み、さらなる措置をとる ” よう勧告した (CCPR/C/79/Add.81,para15) 。最後に、委員会は債務労働の程度と、これが実際には政府の報告より “ はるかに多く実践されている ” という事実懸念を表明した；採用された措置は、“ 債務労働者の解放および社会復帰において実質的な進歩を遂げるために効果的 ” には見えないため、政府は徹底的な調査をして債務労働の程度を特定し、この実践を根絶するためにもっと効果的な措置をとるよう勧告を受けた。(ibid., para29)

18 . 人種差別撤廃委員会にとって、懸念の対象は “ 指定カーストと指定部族に関する国家委員会およびマイノリティ国家委員会の機能、権限および活動に関する情報の不在 ” であり、それが、“ これら委員会が当該の集団の構成員の人権および基本的自由の享有に肯定的なインパクトをもっているかどうかを評価するのを不可能 ” にしている；もう一つの懸念事項は、とりわけ世系に基づく差別行為の “ 数えきれないほどの報告 ” であるが、それらはまだ提訴されていないと伝えられていて、それは委員会に “ 一人ひとりが自分たちの権利について充分知らされているのだろうか ” という疑問を抱かせた。(CERD/C/ 304/add.13.paras17-18)。

D. 日本

19 . 憲法 14 条 1 項は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と

規定している (CERD/C/350/Add.2,para.3)。「同和問題」すなわち部落に関して、政府は心理的差別は「根深く残っている」が、住環境においては「大きな改善」をもたらす様々な措置を進めてきたと認めている。1996年、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が1997年に失効する前に、地域改善対策協議会は「同和問題」解決に向けた措置に関する意見具申を出した。これら措置には、特別措置から一般措置への円滑な移行、教育の推進と“心理的差別”の撤廃を目指した人権相談サービスの改善、そして、同和地区住民の自立を高めるための自己管理確立の方策を確実にする暫定的な行政措置が含まれていた。(CCPR/C/115/Add.paras 203-207)

20. 子どもの権利委員会は、日本には部落の子どもたちに対する「社会的差別が根強く存在」していることへの懸念を表明し、とりわけ、締約国は公教育および啓発活動を含め、この差別を根絶するために「あらゆる必要な積極的措置」をとるよう勧告した (CRC/C/15/Add.231,paras 24-25)。経済的、社会的および文化的権利に関する委員会も、とりわけ雇用、住宅および教育の分野における、部落を含むマイノリティ集団に対する法律上および事実上の根強い差別に関して懸念してきた (E/C.12/1/Add.67,para 13)。人種差別撤廃委員会は、部落を含むすべてのマイノリティの状況を表す人口構成と、経済的・社会的指標に関する「一部始終」を提出し、部落民を含むあらゆる集団が権利を享有できるよう差別からの保護を保証するよう勧告した (A/56/18,paras 165-166)。

E. ケニア

21. 憲法70節は、「人種、宗教、性、部族、出身地、政治的意見、住居あるいは地域的つながり、皮膚の色、信念あるいは性別」に関係なく、国内のすべての人の基本的権利と自由を保障している。差別は憲法82節で禁止されており、いかなる法律も差別的行為を規定してはならないと書かれている：この文章の「差別」とは、「人種、部族、出身地、居住地あるいはその他の地域的關係、政治的意見、皮膚の色あるいは信条に基づいて異なった扱いをする」ことを意味する。

F. マリ

22. 憲法2条によれば、第14回定期報告に引用されていたように、「すべてのマリ人は生まれながらにして自由であり、権利と義務において平等である。社会的出身、皮膚の色、言語、人種、性、宗教および政治的意見に基づく差別はすべて禁止される」。刑法58条は、さらに、「人種あるいは種族的差別を固定させる、あるいは生じさせる言説あるいは行為は・・・1年から5年の実刑あるいは代替として5年から10年の居留禁止をもって罰せられる」(CERD/C/407/Add2.paras 31-32)。同じ報告書で、政府は、*sinangouya* は「マリ文化の代表的特徴の一つであり国内統一の基礎の一つ」であることを認め、様々な種族集団、人種あるいはコミュニティは、日々の冗談により、「社会的偏見を克服して、理解、寛容そして友好を育てている」(para156)。

23. この慣行に照らして、人種差別撤廃委員会は、「世系に基づく差別の発生につながりかねない伝統的なカースト制度の結果が根強く残ることにに関して、国家がとるつもりの手

法に関する情報を受けたい」と表明した（A/57/18,para406）。人権委員会は、マリの、奴隷制のような慣行および世襲的隷属が今も続いているかどうかを判定し、もし続いているならば、対応策を委員会に報告することを視野に入れて、「同国北部にいる奴隷の子孫と奴隷主の子孫との関係について詳しい調査を行う」よう勧告した（CCPR/CO/77/MLI,para16）。

G . ミクロネシア（連邦）

24 . 憲法4節4条によれば、「法律による平等な保護は、性、人種、系図、民族的出身、言語あるいは社会的地位を理由に否定されたり損なわれてはならない」。1 FMSC の107 項権利の章典はより厳格で、「人種、性、言語あるいは宗教を理由にいかなる人であれ差別する」ような法律は制定してはならないとしている（CRC/C/28/Add.5,paras 56, 57）。政府はヤップ国の人々が高位と低位のカーストに分けられていること、低位カーストの人々は「伝統的に（高位より）少ない特権と、時にはより多い義務」を課せられていることを認めた；政府はカースト制度の存在を尊重していて、ヤップ国自体において、「社会的および政治的生活の欠かせぬ要素」となっていることを認めた（CRC/C/SR. 440,para 82）。子どもの権利条約はこのカースト制度に対する懸念を表明し、締約国にそれに関する追加の情報を送るよう促した（CRC/C/15/Add.86, paras.15-32）。

H . ネパール

25 . 憲法11条1項は法の前における平等への権利を保障していて、第2項は、「国家は、宗教、人種、カースト、部族、思想信条あるいはその他の理由で市民の間に区別をしてはならない」としているが、一方で「女性、子ども、高齢者、身体的あるいは精神的に能力を奪われた人々、あるいは経済的、社会的、教育的に後進のクラスに属する人々の利益の保護と前進のために、特別の規定を法律によって設けてもよい」としている。最後に、憲法の条文は、「カーストを基に、いかなる人も不可触民として差別されたり、公共の場所への出入りを拒否されたり、公益事業の使用を剥奪されてはならない。本条文の違反は、すべて法律により罰せられる。」

26 . その他の関連する法律として：市民的自由法（1954年）は、とりわけ公務部門での雇用における平等への権利と法の平等な保護を保障し、宗教、人種、性、カーストあるいはその他いかなる理由であれ市民に対するあらゆる規制を禁止している；法律扶助法（1998年）は、経済的に恵まれていなかったり、ダリットやその他種族集団のように不利益を被っている集団の正義へのアクセスを向上させることを目指している；そして地方自治法（1999年）は、種族集団、先住民族および踏みにじられた人々の代表を地方団体に送ることにより、発展の過程を制度化させ、憲法の平等規定を実施させることを目的にしている。

27 . 政府は、ネパールのダリットおよび民族集団の社会的・経済的条件を発展させ、社会の本流に組み込むため、様々な長期的および短期的な特別措置をとってきた。しかし、人種差別撤廃委員会に提出した第16次定期報告で、政府は、それにもかかわらず差別は存続していること、そして、「カースト主義は大きな問題であり、現在もダリットの人々は社会的態度の差別の対象にされている」¹ことを認めた。制度面においては、政府は国家ダ

リット委員会を設立させたが、この委員会は「議会が回復し、必要な法が採択されるまでは成文法の基盤を欠いており」、この点において人種差別撤廃委員会は懸念を表明している (CERD/C/64/CO/5, para11)。さらに、政府は上述の報告書の中で、地方開発省の下に被抑圧者、最下層およびダリットのコミュニティの向上のための国家委員会を設置し、その委員会はダリットの発展に取り組んでいるということを述べた(para77)。

28. 同報告に対する最終見解で、人種差別撤廃委員会は、人権促進と差別反対のために政府がとった様々な手段に「満足して」注目する一方で、ダリットの隔離された住宅地区の存在、通婚夫婦の社会的排除、特定の職種の雇用の制限、そして公共空間、礼拝所、食料・水の公共の調達場への出入りの拒否に関する情報、並びに、ダリット用の水道蛇口を別に作るために公的な資金が使用されているという申し立て」に懸念を表明した。さらに委員会は、「法執行官、とりわけ警察官によるダリットおよびその他の社会的弱者の虐待、非効果的保護および差別」に対して懸念を表明した。2000年に廃止された *Kamaiya* という名で知られている農業債務労働者に関して、委員会は、解放された *Kamaiya* は、住宅、土地、仕事、子どもの教育の不足を含み、いまだに「多くの問題を抱えている」ことに関心を表明し、そのために、債務労働禁止法 2002 の効果的实施を締約国に保証するよう勧告した(CERD/C/64/CO/5)。

Ⅰ. パキスタン

29. 第14次定期報告で、政府は、憲法は「偏狭、人種、部族、宗派および地方に対する偏見を阻止するよう国家に義務づけている」、さらに、憲法は「人種、宗教、カースト、性、居住地あるいは出生地に関係なく」市民一人ひとりに基本的権利を保障していると述べた (CERD/C/299/Add.6, para 7)。この報告によれば、「カースト」という言葉は、ヒンズー社会の構成員に平等な扱いを保障するために憲法に盛り込まれた(CERD/C/ SR.1199, para 21)。人種差別撤廃委員会はこの条文を歓迎しながら、一方で、締約国は人種差別撤廃条約1条1項(CERD/C/304/Add.25, paras 13,22)に含まれているより広い差別の定義に国内法を一致させるよう勧告した。債務労働(廃止)法 1992 の採択に続き、政府は、警察、司法、弁護士会、自治体当局の代表および労働組合や雇用者協会の代表からなる地区レベルの監視委員会を設立した。「働く子どもの教育および解放された債務労働者の社会復帰のための基金」も創設された(CRC/C/65/Add.21)。

Ⅱ. セネガル

30. 憲法5条によれば、「あらゆる人種的、民族的および宗教的差別行為と、国家の国内保安あるいは共和国の領土保全の害になるあらゆる地域主義者の宣伝」は法によって罰せられる。政府は、セネガルには「“不可触民”のカーストはいない」と述べているが、特定の遠隔地では労働分業に基づくカースト制度が存在している；その制度を廃止するために「一致団結した取り組み」が行われていた(CERD/C/SR.1528, para 17)。人種差別撤廃委員会は、「法律で禁止されたにもかかわらず、カースト制度の諸相がセネガルで継続的に残っている」ことに関心をもって留意した (A/57/18, para 445)。

K . スリランカ

3 1 . 憲法 12 条は、すべての人は法の前で平等であり、法のもと平等な保護を受ける権利があると規定している。第 2 項によれば、「いかなる市民も、人種、宗教、言語、カースト、性、政治的意見、出生地もしくはそのような理由により差別されてはならない」としており、第 3 項は、「いかなる人も、人種、宗教、言語、カースト、性あるいはそのような理由により、店舗、レストラン、ホテル、公共の娯楽場、および自身の信仰の礼拝場への出入りに関して、何らかの障害、不利、規制、条件を課せられてはならない」と規定している。労働の権利は憲法上保護されていないが、最高裁判所は「人種、カースト、宗教等にかかわらず、公共部門における昇進の平等な機会の原則を支持した」。²

L . イエメン

3 2 . 憲法 41 条は、「すべての市民は公的権利および義務において平等である」と保障している。刑事手続法 5 条によれば、「市民は法の前に平等であり、国籍、人種、出身、言語、信条、職業、教育水準あるいは社会的地位を理由に罰せられたり危害を加えられてはならない」(CCPR/C/YEM/2001/3, para 9)。「アクダム」の子どもに関して、政府に代わって、「彼らはいわゆる“召使”という社会的分類に属し、ヨーロッパのロマに匹敵する身分である。事実、その分類の子どもたちの通学を阻むものは何もないが、親たちは子どもを物乞いさせたがる」³と報告されている。

3 3 . 経済的、社会的および文化的権利に関する委員会は、「アクダム、アジュールあるいはズブドと一般的に呼ばれている」一部の弱者集団への実質的な差別の根深さに懸念を表明し、政府に「啓発活動や教育プログラムなど、この事実上の差別をなくすための効果的措置をとる」よう促した(E/C.12/1/Add.92, paras 8 and 27)。子どもの権利委員会は、「最も傷つけられやすい子どもたち、とりわけ・・・アクダムの子どもたちと、物乞いを含み路上で生活したり、働かさせられている子どもたちの権利を保護する措置やプログラムの不十分さ」に懸念を表明した。委員会は政府に、アクダムの子どもなど最も弱い立場に置かれている子どもたちを含み、すべての集団の子どもたちに特に注意を注ぐことができるよう、適切で詳細な指標を特定するよう促した。さらに、締約国に、子ども向けのサービス、とりわけ、教育と健康の分野において、予算配分が確保されるよう、「すべての適切な措置」をとるよう、そして、アクダムの子どもたちや路上生活あるいは路上での労働を強いられている子どもたちを含み、最も不利な立場におかれている集団に属する子どもたちの権利の保護に、優先的に注意が払われるよう勧告した。

II . 職業および世系に基づく差別の影響を受けているあらたなコミュニティ

3 4 . 小委員会の第 55 会期に提出された拡大作業文書において、筆者は次ぎのように留意した：

「筆者が現在入手した情報源は、少なくとも、一部の南アジア、西アフリカ、ソマリア人

および日本人のディアスポラのコミュニティにおける、職業と世系に基づく差別の根深さをはっきりと示している。それが事実であるという点において、本拡大作業文書あるいは最初の作業文書において言及されているそれら地域および国々以外に、多数の政府は、職業と世系に基づく差別の問題に取り組む責任を有している。この問題はさらなる調査を要する。」

筆者はここで、問題のこの側面の議論を進めようと思う。

35．職業と世系に基づく差別は、多かれ少なかれ、元の文化や伝統が幾世代にもわたる社会的排除の性質をもつディアスポラの社会に影響を及ぼし続けている。例えば、カースト制度は南アジア系のディアスポラと共に移動した、そして、程度は異なるが、東および南アフリカ、モーリシャス、フィジー、スリナム、中東（例えば、バーレーン、クウェート、アラブ首長国連邦）、マレーシア、カリブ海諸国、英国、北米およびその他諸国と地域で観察される。一部報告には、ソマリア人ディアスポラと特定の西アフリカ系ディアスポラの社会におけるミドガン・マディバンへの継続する差別が示されている。しかし、この分野での適切な情報は非常に限られていて、依然としてさらなる調査が求められる。

36．本作業文書の本セクションの主要な焦点は、米国、英国、北アイルランドにおける南アジア系ディアスポラにある。その他のコミュニティあるいはその他の国での経験は、情報が筆者の手に入ったときに紹介してきた。

南アジア系ディアスポラ

intermarriage 通婚

37．南アジア系ディアスポラの構成員の間で最も共通する差別の分野は、カースト間での通婚に対する社会的禁忌である。これは（農村地域の）インドほど一般的ではないし、この禁忌は南アジア系ディアスポラの二世、三世の間では弱まっているが、求婚広告（特に、インディア・アブロード、アジアン・レポーター等の南アジア系ディアスポラ向けの報道機関）は依然として、同一カースト内での結婚を好む傾向があることを示している。米国および英国の南アジア系コミュニティ向けのデート/結婚相手に関するウェブサイト (www.indiandating.com, www.indianmarriages.com, www.indianmatches.com, www.shaadi.com, www.kaakateeya.com など)も、大抵個人のプロフィールにカーストを記入する欄があり、このことを実証している。ごくわずかな人を除き、多くの人が自分のカーストを記入している。

38．2003年4月、BBC ラジオの「カースト分割」という番組で流されたインタビューで、イギリスで最古最大の“アジア系”結婚仲介業の一つスーマン結婚紹介所経営者の Parar Bagawar は、「人々は今でもカーストの問題について話をするし、結婚となればそのことを持ち出している」と断言した。彼は、「人々は自分より低いカーストの人とは結婚したがりません」と述べた。彼はまた、低位カーストにある人々の多くは、被害にあいたくないため、出身が同じ人との結婚を好むとも言った。最大の汚名は、元“不可触”集団の構成員

との通婚に対して与えられている。そのため、名前を変えて出身を隠す人もいる。Parar Bagawar によれば、時には、高位カーストを自称する人の出身を結婚仲介業者を通して調査する人々もいる。

39. コミュニティリーダーの中には、アメリカ合衆国の南アジア・ディアスポラの多数にとって、異なるカーストの人と結婚するより、異なる人種の人と結婚する方がもっと簡単であると考えた人たちがいる。Anamika Arora のインターネット上の記事「無償の奉仕は、ニューヨークの Shri Guru Ravidas Sabha に連帯と自覚をもたらす」⁴は、カーストが、アメリカにおけるシーク教徒の結婚に強い影響力をもっていることを示している。ニューヨークのタミール人コミュニティの一部宗教指導者たちは、同一カースト内での結婚が依然優先されていることを指摘する。

40. カナダの南アジア系ディアスポラでは、大半の結婚は同一カースト内で行われていると言われている。異なるカースト間で結婚が行われた場合、高位カーストの家族は結婚式に参加しないことがしばしばあるようだ。

41. 1997 年クアラルンプールの新聞“スター”で発表された記事⁵によれば、カースト意識とそれに付随する好みは、マイノリティのインド人コミュニティの構成員がマレーシアのメディアに出す結婚募集広告にも表われており、結婚仲介業者はカーストを考慮に入れて相応しい相手を探してくれると考えられている。

“ 実にカーストは、結婚において大きな決定権をもっている。異なるカーストであっても高位にあるカースト間の結婚は親の承認なしで行われることが時々あるが、高位カーストと低位カーストの構成員の場合、それはほとんどない。この分野におけるカースト差別の廃止は今もって遠い夢である “⁶

コメンサリティ（共食）

42. コメンサリティ（共食）の社会的忌避は、南アジアでの程度よりはるかに少ないものの、南アジア系ディアスポラの構成員の間においても見られる。例えば、イギリス、ウルバーハンプトンの一工場では、高位カーストのジャット（Jat）の女性たちは、低位カーストの人々と同じ水道水の蛇口を使うことを拒否したと報告されている。別の報告例では、寺院間のスポーツ競技会で、多数派であるジャットは、低位カーストのチャマルが作ったお供えの食べ物（Langar）を食べなかった。⁷

43. アメリカ合衆国では、ニューヨークのタミール・コミュニティでの社交行事は、高位カーストの伝統に則して行われていて、カーストが異なれば別々に食事をしている。総じて、低位カーストは高位カーストとの社交をしばしば避けるし、社交をもつ場合は自分のカーストを隠すことがある。

44. マレーシアでは、これはむしろ家の外より中で見られる。例えば、一部の家族は、低位カーストと思える人々と食事を共にしたり、食べ物や飲み物をもらうことを拒否する。

45．トリニダッドから、規制されたコメンサリティとして、ブラーミン僧侶の儀式での例など、いくつかの報告がある。グヤナでは、低位カーストの家で食事はしたくない高位カーストの例がある。⁸

礼拝場所

46．カースト分割は、南アジア系ディアスポラにおいて礼拝場所への出入りや、礼拝開催に影響を及ぼし続けているようだ。例えば、ディアスポラのインド系キリスト教信者の間では、宗派がしばしばカーストアイデンティティを伴う。カースト分割が教会の信者の間に分裂をもたらしたと報告されている。1981年、ニューヨークのタミール教会で分裂があり、その結果、ニューヨークのエルムハーストに新しくダリット・タミール教会ができた。

47．カースト区別を超越することを目指しているにもかかわらず、シーク教では、ディアスポラの間でカースト区別が現在も実践されている。合衆国およびカナダ、とりわけバンクーバーでは、ラムダシおよびラビダシシーク教徒はジャットおよびカトリシーク教徒に完全に受け入れられているわけではない、そのために、gurdwaras（シーク教の礼拝所）はカーストによって分割されている。⁹

48．ニューヨーク、クィーンズのフラッシングにあるヒンドゥー寺院の指導的役割もまた、伝統的なカーストのヒエラルキーを反映していると言われている。イギリスでは、カーストの先入観により、多くの低位カーストの構成員が、自分たち独自の組織と寺院を作った。¹⁰ この例として、セントラル・バルミック・サバとヴァルミック寺院がある。イギリスの全国公民権運動のスレッシュ・グローバーなど、一部の人は、カーストの系列によって礼拝場所が拡散してゆくことは、深い分裂を作っていると感じている。

雇用

49．イギリスおよび合衆国両国の雇用の分野でも、カースト差別は訴えられてきた。例えば、ミシガン大学工学教授のPinaki Mazumderは、カーストおよび出身国に基づく差別を主張して、前例のない連邦公民権訴訟を起こした。彼は、工学部の高位カーストにあるインド人管理者による差別が、彼の人事考課と賃上げに影響を及ぼしたと主張する。訴訟ではまた、大学当局が彼の訴えを些細なことと捉え、何もすることなく偏見を放置したし、苦情を訴えたときに報復措置を取ったと申し立てられている。¹¹

50．雇用分野において他にもカースト差別事件が申し立てられているが、滅多に正式な苦情申し立てや訴訟にならない。

51．モーリシャスでは、南アジア系コミュニティの有能な女性が、自分はブラーミンのため国家官僚機構において高い地位につくことは絶対ないと述べた。¹²

政治

52．イギリスでは、カーストは政治において差別的役割を果たしてきたと言われている。

例えば、労働官のラム・ラカーは、1989年労働党の党員が彼を指名したとき、彼が低位カーストであるため大変な反発が起こり、高位カースト出身者たちは彼の名前を外すキャンペーンを展開したと申し立てている。¹³

53．イギリスでは、一部の人々が、アジア系社会のリーダーたちは人種平等を促しているが、アジア系社会の中で平等を促すようなことはあまり行っていないと感じている。一例として、カースト制度と慣行を奨励した冊子を書いた高位カースト出身のコベントリーの地方議員が挙げられる。1995年、Prashotam Lal Joshi は、「コベントリーにおけるマイノリティの民族習慣、宗教、目標制度の手引き」と題する冊子を作成し、その中で、「カーストは生まれながらのものであり、誰も自分のカーストを変えたり見捨てることはできない。英国のヒンドゥー教徒は、カースト制度を順守したいと願ってよいし、他のカースト構成員と食事を共にしたり結婚することは避けたいと願ってよい」と書いた。冊子は草案段階で撤回され、議員は謝罪文を出したが、懲戒処分はとられなかった。(Naresh Puri、「カースト分割」)

54．カーストはまた、2人の著名なマレーシアのインド人政治家、全マレーシアインド人進歩前線 (IPF) の委員長 Datuka M. G. Pandithan と、マレーシアインド議会 (MIC) の委員長 Datuk Seri S. Samy Vellu の間の長期にわたる論争の火種となった。1988年、当時 MIC 副委員長であった Pandithan は、高位カーストを優遇した党のカースト中心の政治を非難したために、党から追放された。1997年、Vellu は、「カースト主義はマレーシア社会に深く根を下ろした問題であり、静かにしっかりと実践されている」とした Pandithan の主張を退けた。Pandithan はとりわけ、マレーシアにある22のカースト別の協会の存在に批判的であった。これら協会は、自分たちのカーストの構成員を社会的および財政的に支援することに熱中していた。これら協会は、時には、通婚を禁じるなど、構成員に対してカーストに基づく規制をかけている。¹⁴

メディア

55．巨大なアジア系メディア組織のあるイギリスを中心に、カースト意識はメディアを通して宣伝されている。南アジア系のラジオ局で流される多くの歌は、高位カーストのジャットについて触れていて、カースト意識とカースト優位性の考え方を奨励している。南アジア系の DJ ポビー・フリクションは、ジャットの力をほのめかすアジアの曲を数多くとりあげてきた。イギリスでは、ジャットの優位性を宣言した “Jattan de putt” という言葉を書いたカーステッカーがある。

暴力

56．カーストに起因する暴力はディアスポラの住民の中ではほとんどないように思えるが、家族の反対を押し切って、異カースト間で結婚した人や駆け落ちした人に対する身体的暴力はこれまでであった。極端な例では、アメリカ、ミシガン州アン・アーバーの男性 Vijay Bulla が 1999年10月殺された。インドにいる彼の妻の妹に、低位カーストの Satish Mariswamy が求婚したが、それを Vijay は拒否したため、二人の間で激しい口論になり、その拳句に殺された。Mariswamy は第一級殺人で有罪となり、終身刑を言い渡された。¹⁵

57. アメリカでは、低位カーストの構成員が高位カーストの gurdwaras のリーダーに立候補したことで殴り合いの喧嘩になったことが何件か報告されている。イギリスでは、カーストに関する侮蔑的な発言により大学生の間で喧嘩が起きたと報告されている (Naresh Puri, The Caste Divide)

ソマリア人ディアスポラ

58. 大規模なソマリア人社会が、大抵の場合数世代にわたり、ケニヤ、エチオピア、タンザニア、ディブジおよびイエメンに存在してきた。2002年8月のテーマ別討論において人種差別撤廃委員会に提出された文書で、ソマリア国際マイノリティ協会 (SIMA) の Asha Samad 教授は、これらすべての人口のうち、ミドガン-マディバンやその他の追放されたグループが社会階層の一番下に置かれていることを明らかにした。

59. 加えて、多数のソマリア人が国内紛争から逃れ、近隣諸国の難民キャンプで苦しい生活を続けていたり、本国から遠く離れたカナダ、アメリカ、イギリス、オランダ、オーストラリアあるいはスカンジナビア諸国に保護されてきた。

60. Samad 教授によれば、ミドガン - マディバンおよびその他の追放された社会の構成員は、難民キャンプにおいてさえ、支配部族の構成員に、引き続き差別、虐待、攻撃を受けている。彼女は、庇護申請やその他の移民手続きで他国に入国したソマリア人コミュニティにおいて、「部族とカーストは続く」と述べている。

61. Samad 教授は、「庇護あるいは政治的亡命を求める 地位の高い 部族のソマリア人の多くが、難民の主張を強化するために、追放されたミドガン - マディバンの身分であると虚偽の申告をしている」と申し立てている。Samad 教授によれば、“かなり頻繁に、そのような虚偽の申請が認められた申請者は、ソマリア人コミュニティに入ってから、必死になって元の高い身分を強調する。・・・一方、ディアスポラのミドガン - マディバンは、ソマリア人コミュニティの中で、依然としてカースト差別を受けている。

B. その他の追加のコミュニティ

ミクロネシア連邦ヤップ国の “カースト”

62. 上述したように、条約機関のデータベース自体が、これまで小委員会の審議で言及されてこなかったもう一つのコミュニティに関する情報を明らかにしている。1998年1月、子どもの権利条約に基づきミクロネシア連邦政府が提出した第一回報告書を、子どもの権利委員会が検討しているとき、同政府代表は、ヤップ人は高位と低位のカーストに分れると報告した。低位カーストの人々は昔ながらの特権をわずかもっているだけで、時には義務の方がずっと多い。彼女は、それによって生じる差別がどの程度のものなのか充分知らされていなかった。中央政府はカースト制度に対してどのような立場もってこなかったが、その存在だけは認めていた。カーストを理由にした差別に関して、連邦レベルでも国レベルでも裁判事例はない。ヤップ国においても、カースト制度は社会・政治生活にとっ

てなくてはならない部分として受け入れられた。(CRC/C/SR.440, para 82)

63. カースト制度が子どもたちの保健や教育サービスへのアクセスにどのような含みをもつかを尋ねられ、彼女は、カースト制度を説明するのは難しい、なぜならそれは世界どこでも否定的な含みをもっているからと言った。しかし、彼女は、それが、公共サービスや保健・教育サービスへのアクセスの提供において、選択や差別の根拠として使われることは決してないと述べる事ができた。

64. しかしながら、締約国の第一回報告は、関連する問題があることをほのめかすことはなかった。保健サービス、とりわけ看護サービスの状況に関する報告で、「看護師が自分より高位のカーストに所属する部下の勤務評価をするときに問題が生じる」とされていた。(CRC/C/28/Add.5, para.263)

65. 最終所見において、委員会は「特にヤップ国におけるカースト制度の存在と、条約2条の条文との不適合性」への懸念を表明し、締約国に「カースト制度に関する新たな情報を送付する」よう促した。(CRC/C/15/Add.86, paras.15, 32)

エチオピアのフーガコミュニティ

66. ハーバート・ルイス¹⁶によれば、「事実、形跡が残っている(?)エチオピアのキュシティック語社会あるいはセム語社会は、どこも、世襲的な職業専門家からなる同族婚集団を少なくとも一つは抱えている。集合的にはフーガとして知られているグラージェおよびカンバタの職業専門家たちは、儀式上不浄であり、他の人々が接触したら穢れると言われている。中でも、他の人々は彼らとは進んで結婚しない、あるいは意図的に結婚しない。彼らは職人ではない人々の家に入ってはならないし、グラージェ・フーガがそうしなければならない場合、儀式的に屋敷を清めなくてはならない。職業専門家が作った肉料理は他の人々にとってタブーである。フーガのような「低位カースト」集団は、不浄な肉(すなわち、タブーとされている動物の肉や部位の肉)を食べている、あるいは、かつて彼らの祖先はそうしていたので、現在も彼らは穢れているとしばしば言われる。これら集団の構成員は土地の所有を許されず、通常、社会の一般的な政治や司法の活動から締め出されている。アフリカのあちこちにあるその他類似集団のように、彼らも社会のために儀式的役割を果たしている。

67. Bruk Ayele は、フーガを「主に、Kambata の低位カースト職業集団やその他近隣の種族集団である陶工」¹⁷として描いている。名称それ自体が侮蔑的である。Ayele がインタビューしたこの集団の構成員の一部は、自分たちの低い身分を「生まれながらの人格、すなわち、この身分に生まれ、そこから決して脱出できない」と説明した。Ayele は、地域の大多数の集団がキリスト教を選択したことが、フーガの分離を明確にしてきたし、フーガのほぼ大半は伝統的な信条と慣行を維持してきた、と述べている。このことは、「人々が常に悪習を彼らのせいにするよう」させてきた。フーガと他の一門との結婚は厳格に禁止されている。Ayele は、唯一意図的に行われた通婚のケースを知っていたが、それは「関係社会に大きな問題を引き起こした」。

C. 種族的マイノリティ集団と職業および世系差別をうけているコミュニティの共通点と相違点

68. 小委員会の第55会期に提出された拡大作業文書は、ロマ/シンティ/トラベラーズなどの種族的マイノリティは、単にその民族的あるいは種族的出身だけではなく、その集団の構成員が従事している職業のために差別されているかどうかの問題を取り上げた。しかし、この問題をさらに調べることにより、この調査でこれまで特定されてきたコミュニティに対する差別と、特定の種族的マイノリティに対する差別は、拡大作業文書に説明されている職業と世系に基づく差別の共通する結果のいくつかを概して共有しているが、後者は、「浄/不浄」の考え、ヒエラルキーなランク付け、宗教的制裁や神話などの原因となる要素をもっていないように思える。彼らは、本質的には、人種主義のために差別されている。

69. 筆者はまた、特にロマ/シンティ/トラベラーズとして知られているそれら種族的マイノリティは、人権およびマイノリティの権利の領域における国際文書や地域文書により、彼らに特定の条文を通して、すでに守られていることを指摘したい。さらに、種族的マイノリティグループの構成員が特定の職業に従事する傾向は、特に教育における差別による選択肢の欠如にむしろ起因するようだ。

70. それにもかかわらず、種族的マイノリティの一部に従事する傾向にある職業は、差別を増幅させる要素になっていること、さらには社会の残る部分から彼らを疎外させていると論じることができるだろう。両方の差別の発現が類似していることを考えれば、筆者は、この調査から出てくる勧告は、種族的マイノリティに対する差別にもかなりの部分適用できると考える。

III. 職業と世系に基づく差別の撤廃のための原則と指針の草案一式のための枠組みの提案

71. 小委員会決議 2003/22 に含まれていた第三の責務として、小委員会は、“国・連邦政府だけではなく、自治体政府ならびに、職業と世系に基づく差別が生起する企業、学校、宗教組織およびその他公的場所等の民間部門の実体など、すべての関係する主体に向けた原則と指針の草案一式を、人種差別撤廃委員会、ILO（国際労働機構）、ユネスコ（国連教育科学文化機構）をはじめとした関連する国際人権条約機関と国連機関との協力・協働で作成” するよう求めた。

72. 筆者は、この責務において、貴重な一般的勧告 19 の内容だけが明確に言及されているのではなく、提案された原則と指針の作成における人種差別撤廃委員会、ILO およびユネスコとの協力、協働の必要性も言及されていることに注目する。時間と資源の制限により、列挙された機関との協力や協働にとりかかることは不可能であった。

73．加えて、筆者は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の現代的形態に関する特別報告者が、報告者の次の任務期間に類似した問題に焦点を絞る意思を示したことに注目する。

74．関係政府からより包括的な情報を確保するだけでなく、この分野で専門知識を有する、あるいは発展させている様々な国連機関や任務との協力と協働を確保することは、効果的な原則と指針の作成に必須なことは明らかだ。

75．それゆえ、筆者は、ここではそうした原則と指針の枠組みだけを提案する。

A. 原則

76．文書に詳述される原則は、最低、以下のものを含む：

(a) 職業と世系に基づく差別は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約などの国際人権法により禁止された差別の一形態である。

(b) 職業と世系に基づく差別は、世界の多くの社会と文化に深く根ざした人権問題である。したがって、指針は政府と国際社会だけではなく、地方当局並びに企業、学校、宗教機関、労働組合、農業組合そしてメディアに向けたものでなくてはならない。第一段階として、特に関係政府および国際社会をはじめとしたすべてのそれら主体が、問題の存在とそれにより影響を受けているコミュニティを認めること、そして、それら差別の影響を受けている人々が、自分たちの人権を認識するようになることは絶対に必要である。包括的な措置を系統立てて採用して実施する必要がある。とりわけ、適切な法律上、行政上そして予算上の措置 - 適切な形態の是正措置を含む - を取るべきだ。そのような差別は明示的に禁止され、加害者は訴追されるべきだ。十分に効果的な保護と救済を被害者に提供すべきであるし、人権教育および市民啓発の活動を、それら影響を受けている人々に対する偏見の払拭のためにとるべきだ。

(c) 差別されている人々は常にマイノリティで、周辺に追いやられ、政治的、経済的、社会的に無力なため、開発機関や国際金融機関を含む国際社会の協力は不可欠である。

B. ガイドライン

77．ガイドラインに含まれる可能性のあるカテゴリーは以下を含む：

(a) *調査と研究：現状を把握する*。職業および世系に基づく差別撤廃のための効果的措置を開発するために、歴史だけではなく現状を理解しなくてはならない。このため、定期的調査および/あるいは適切な調査を実施し、新しい措置を採用するか、あるいは既存の措置を見直すべきである。

(b) *参加型プロセス*：この差別の撤廃を実現し、法律上だけではなく事実上も平等を確立

するために、影響をうけるコミュニティの構成員の効果的な参加を得ながら、あらゆる努力を払わなくてはならない。

(c) *差別的慣習と制度*：関係政府並びに影響を受けているコミュニティは、社会全体の人々と共に、職業および世系に基づく差別を引き起こしていたり、一因になっている慣習や制度を見直すべきである。

(d) *一般社会の啓発と教育*：職業と世系に基づく差別を支えてきたような根深い信念や慣行を解消するためには、一般社会の啓発と教育が求められる。そのようなイニシアチブは、家庭教育、就学前教育、初等教育、裁判官・法執行官・教員および関連あるその他の公務員の研修、民間部門被雇用者の研修プログラム、そして一般社会の意識高揚運動などを含むさまざまなレベルで検討されるべきだ。

(e) *是正措置*：職業と世系に基づく差別の古風な態度や実践の性質および効果を考えれば、適切な是正措置のプログラムを優先させるべきだ。この点において国際的に最良の実践を見つけて出す努力をするべきだ。

(f) *法律および行政措置の効果的な実施*：職業と世系に基づく差別を解決するための法律および行政措置の効果的な実施は、実際は困難なことが証明されてきた。したがって、関係公務員の適切な啓発と教育プログラムと共に、そのような実施を促進するメカニズムにも特別な注意を向ける必要がある。

(g) *モニター活動*：全国/地方委員会、重要なポイント、連絡担当員/局、オンブズパーソンがとった措置の影響をモニターできる適切なシステムを確立すべきである。

(h) *裁判へのアクセス*：裁判官や法執行官の適切な研修に加え、法律扶助や関連サービスなど、影響を受けているコミュニティの構成員の裁判への具体的なアクセスを促進する追加の措置を検討しなくてはならない。

(i) *国内人権機関およびその他専門機関の役割*：適切な責務と権限を既存の人権機関、そして/あるいは専門機関に与え、関係コミュニティの問題に適切で独立した注意を払うようにしなくてはならない。

(j) *国際協力*：国際社会は、技術協力や諮問サービスだけではなく、職業と世系に基づく差別の撤廃を確実にする開発協力の指針の策定と適用を通して、適切な支援を提供しなくてはならない。国際人権機関および手続きの役割も、この関係で考慮しなくてはならない。

IV. 結論と勧告

78. 職業と世系に基づく差別の撤廃は、重要な世界的な人権課題である。最近まで、国際レベルで本来受けるべき注目を受けてこなかった。現在入手可能な情報で判断できる限り、

問題に対する国内的な対応はインドが最も優れているが、実施については重要な懸念事項として残っている。その他多くの状況において、対応は不適正に思えたり実質的に存在していない。

79．インドでは、これまで開発された中では最も長きにわたる広範囲な是正措置が、この問題に適用されてきた。しかし、これら措置の有効性と影響に関して残っている。したがって、インドは、是正措置の最も優れた実践例の考察並びにその有効性を阻む障害の考察の材料として重要な状況を提供している。

80．ディアスポラ社会における職業と世系に基づく差別の明白な存在は、そうした社会の母国を超えて、広範な政府および当局の責任となる。

81．出身国ならびにディアスポラ社会の両方において、メディアの役割と責任を過小評価できない。

82．市民の啓発および教育プログラムは、職業と世系に基づく差別につながる永年の信念や実践にとりくむ上で非常に重要である。被差別コミュニティの構成員に対する人権教育も優先されなければならない。ほぼすべての該当する状況において、これら要素が不足しているように思える。

83．政府やその他当局が取った関連措置と、明らかにそれら措置の有効性を包括的に調査する必要がある。そのような調査は、現在、非公式の責務を帯びた筆者の可能性を越えている。

84．職業と世系に基づく差別の撤廃に関する原則と指針の作成には、相当の価値があるだろう。そのような原則と指針は、一般的勧告19をはじめ、既存の人権法および慣行に含まれる適用可能な文書や要素と、政府およびその他当局がすでに行っている措置を調査して特定できた最も優れた実践例をくみあげるだろう。それらはまた、政府の義務だけでなく、民間部門の実体を含むその他の主体の役割にも注意を喚起することになるだろう。

85．このプロセスにおける協力と協働を、国内人権機関、国連人権機関、とりわけ、人種差別撤廃委員会やその他の条約機関、そして現代的形態の人種主義に関する特別報告者および人権委員会の関連する特別手続き、国連機関、とりわけILOとUNESCO、そしてその他の政府間と非政府機関との間で模索すべきである。

86．したがって筆者は以下を勧告する：

(a) 小委員会は、職業と世系に基づく差別の撤廃に関する原則と指針の草案の最終化に集中し、中央あるいは連邦政府だけではなく、地方当局並びに、企業やその他のビジネス実体、学校、宗教機関およびメディアなどの民間セクターの主体など、すべての関連主体に呼びかけながら、職業と世系に基づく差別の撤廃に関する調査報告の作成の任務を帯びた特別報告者を任命する：

(b) 特別報告者は、国連人権高等弁務官に、特別報告者が考えた質問状を、政府、国内人権機関および非政府機関に送達し、調査に関する情報、とりわけ、職業と世系に基づく差別を解決するためにとられた法律上、司法上、行政上および教育上の措置に関する情報を求めるよう要請する。

(c) 原則と指針の草案の調査および作成に、関係する国際人権条約機関および国連組織、機関そしてマンデート、中でも、人種差別撤廃委員会、現代的形態の人種主義に関する特別報告者、ILO そして UNESCO と協力、協働し、被差別コミュニティの代表と協議し、そして一般的勧告 19 の内容を全面的に考慮に入れながら着手する。

注記

1 CERD/C/452/Add.2, para 75 . 第 9 次計画や第 10 次計画に含まれるような実施された措置あるいは計画中の措置に関する詳細は、同文書のパラ 71-72 を参照のこと。

2 Ramuppillai 対 AG (CERD/C/234/Add.1, para 49)

3 CRC/C/SR.523, para 43 .また、CRC/C/8/Add.20 に含まれている教育に関する詳述「集団の中には、通学に反対しているところもある。例えば、貧困の極から抜け出ることを拒否し、子どもたちへの教育を拒否している “アカダム ” が一例である 」。 (para 63)。

4 <http://www.barnard.edu/religion/hinduismhere/anamika.html>.

5. Wani Mut;hiah ワニ・ムチア、“Pride and Prejudice”(尊大と偏見)、ザ・スター、1997 年 11 月 24 日。

6. ラジャクリシャナン・ラマサミ「マレーシア インド系タミール人のカースト意識」1984 年、P46.

7. これらおよびその他の事件については、Sat Pal Muman 著「イギリスにおけるカースト」という論文を参照。論文はインターネットで入手できる。
www.ambedkar.org/Worldwide_Dalits/caste_in_britain.htm.

8. R.K.Jain R.K.ジェイン、Vivek Kumar(ジャワハラル・ネール大学社会学準教授)著「バンクーバーからの声：国際ダリット会議のお土産(2003 年 5 月 16 日-18 日、カナダ、バンクーバー)」で引用されている。

9. ナレッシュ・プリ、カースト分割

10. Davinder Prasad ダビンデル・ブラサド、イギリスのバルミキ・コミュニティを代表した記者発表、2003年2月28日。

11. ワシエテナウ巡回裁判に提訴された申し立て (Mazumder 対ミシガン大学)
http://www.faupel.com/art_080303.htm

12. Thomas Hylland Eriksen, トーマス・ハイランド・エリクセン「新世界のインド人：社会・経済学 No. 1 (1992年)」

13. Naresh Puri ナレッシュ・プリのインタビュー、「カースト分割」

14. Muthiah ムチア、「Pride and Prejudice」 「尊大と偏見」、ラマサミ

15. 事件番号：CRW-99-12982-FC (第22回巡回裁判、ワシエテナウ郡、ミシガン)
Liz Cobbs 「カースト差別の訴訟」 アンアーバー・ニュース - 2003年6月22日 (日)
<http://www.emalayalee.com/818n.htm>

16. Herbert S. Lewis ハーバート・S・ルイス “シヨア・ギャラの間富、影響力そして名声” A. Tuden と L. Plotnicoy Social Stratification in Africa アフリカの社会階層 1970年。

17. Bruk Ayel ブルク・アエレ “The Unreached ‘Fuga’ among the Evangelized Kambaata,” 福音を説かれたカンバアタの間の未達の “フーガ”。 Mekane Yesu 神学セミナー提出の研究報告 (2002年5月、アディスアベバ)

仮訳：部落解放・人権研究所 小森恵